

令和3年8月25日(水)

## 令和3年第8回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第8回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、7番：砂川明寛委員、9番：國仲和男委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の  
順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は、9件でございます。  
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から9番は、別紙参考資料1ページから9ページの調査書のおお  
り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして  
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、砂川小学校から北側600㎡に位置し、譲受人は畜産経営で草地の植え付けです。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣線の島尻集落入口に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員に代わって16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号3番と4番の説明を8番委員に代わって説明いたします。場所は、高野集落から一週道路を城辺向けの増原集落に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は、砂川集落の東山ファームポンドの東側に位置し、譲受人は農業経営開始でバナナ・パイン等の果樹栽培です。

**議 長：** 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、西中集落の北側（城辺福祉センター）の西側100㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 3 区推進委員に  
お願いいたします。

根間推進委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、上原団地の南西 5 0 0 ㎡に位置し、  
譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 4 区推進委員に  
お願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、南静園入口から島尻集落向け 1 k  
mに位置し、譲受人は機械等も所有して、畜産経営で牧草栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条  
の規定による許可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 9 番について、原案のと  
おり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（貸借権の設定）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（貸借権の設定）は、4 件でござい  
ます。受付番号 1 1 番から 1 4 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号 11 番から 14 番は別紙参考資料 11 ページから 14 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならび説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議長：** 受付番号 11 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 16 番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号 11 番の説明をいたします。場所は、高野集落から一週道路を城辺向けの山川集落の三叉路に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号 12 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 3 区推進委員をお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号 12 番の説明をいたします。場所は、城辺庁舎の北側 500 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号 13 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 5 区推進委員をお願いいたします。

**狩俣推進委員：**

受付番号 13 番の説明をいたします。場所は、県道 78 号線・城辺線の沖縄県農業研修センターから上区方向に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号 14 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 4 区推進委員をお願いいたします。

**佐久川推進委員：**

受付番号 14 番の説明をいたします。場所は、旧伊良部庁舎の西方 300 ㎡に位置し、譲受人は機械等は職場の機械を借用してのサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号11番から14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号15番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号15番から16番は、別紙参考資料15ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願い致します。

下地推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、上野庁舎の東側500㎡の基盤整備地区に位置し、譲受人は父親の機械等を使用して、ニガウリ栽培とサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号16番の説明をいたします。場所は、宮古島徳州会病院の南側300  
mの整備地区と松ヶ原ゴルフ場の北側に位置し、譲受人は初めての農業経営です  
が家族経営で、機械等は親戚の機械を借用してサトウキビ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条  
の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号15番から16番につい  
て、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）につ  
いて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は11件でございます。  
受付番号17番から27番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号17番から27番は、別紙参考資料17ページから27ページの調査  
書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを  
満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号17番から27番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消しは1件でございます。  
受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

はい、13番委員

砂川委員：

取り消し事由についての説明をお願いいたします。

國仲事務局：

この案件は、6月総会での案件で、取り消し事由は金融機関からの融資が困難との理由での取り消しです。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」受付番号1番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、自衛隊宿舎の北側250㎡と博愛・友利漁港から保良集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、高野公民館より南側800㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号4番と5番の説明を致します。場所等については、参考資料にて説明する。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、15番委員

田名委員：

受付番号1番と2番の住所が同じで、受付番号2番の譲受人の経営面積が0となっていますが、説明をお願いします。

砂川事務局：

受付番号1番と2番は親子ですので、経営面積は1番の譲受人の面積と同じになります。

議長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：** 次に、日程第5議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は4件でございます。  
受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、友利の博愛漁港から保良集落向けと友利のティダファーム多良間の東側600㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、砂川保育所隣の東山ファームポンドの北側400㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、鏡原自動車から宮原集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してトマト・きゅうり作栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員に  
お願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、伊良部・長山港から伊良部製糖工  
場向けに位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してカボチャ作  
栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農業経営基盤強  
化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のと  
おり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたし  
ました。

議 長： 休憩します。



議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請につ  
いて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。  
受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

**松岡委員：**

現地調査報告をいたします。日時は令和3年8月10日(火)に調査員として、芳山会長、4番：仲里委員、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主事、仲間さんの7名で、日程として午前9時30分から午後3時30分まで現地調査、午後3時30分から4時まで事務局にて調査内容について調整会議を行い、8月17日の内部審査での4条申請2件、5条申請12件、合計14件の調査内容結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

**松岡委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、市営新生団地の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

**議 長：** ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、棚根集落の洲鎌コミュニティーセンターの西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10 ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、12件でございます。受付番号1番から12番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から12番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古高校グラウンドの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、一時転用の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、野原越公民館の東側300<sup>メートル</sup>に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、保良の宮古島海宝館の西側集落入口に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他段差・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑にある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、腰原公民館の北側150㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮ノ華酒造の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、パイナガマ海空すこやか公園の東側、ホテル宮古島の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、パイナガマ海空すこやか公園の東側、ホテル宮古島の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地 10 ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、J A 平良資材店から高野集落向けの太陽建設・サザン宮古島の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地、その他、原野・段差等に囲まれた周辺農地 10 ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮古厚生園の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、原野・段差等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、旧佐良浜小学校（結の橋学園）の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公共施設等に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、女性・若者等活動促進施設の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番と2番の説明をいたします。8月6日に平良地区農地パトロールを行い、場所は、臨港荷川取線のマルケンミートから北西150mに位置し、長年農地として利用がなくて現況は雑種地状態であり非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番と2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古島徳州会病院に隣接して、耕作地に通じる道路もなく、耕作に支障があるため、非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。8月11日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、比嘉地域総合施設から北西300mに位置し、申請地は岩盤地で農地利用がなく、非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号5番の説明をいたします。8月13日に下地地区農地パトロールを行い、場所は、JAおきなわ下地支店資材店の交差点の沖縄電力下地発電塔の東側に位置し、長年農地利用がなく非農地相当と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号6番の説明をいたします。8月4日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、長浜公民館の東側200mに位置し、耕土深も浅く、岩盤地で農地利用がなく原野状態であり、非農地相当と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

( 委員会規則に基づく発言等 )

宮古島市農業委員会会議規則第 2 1 条 (委員の発言)

委 員： 発言なし

議 長： 農地パトロール・非農地パトロール等に関しては、これまで各地区で実施していますが、これから来月からのパトロールには、非農地パトロールについては、委員等を中心に、農地パトロールについては推進委員を中心に報告していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和 3 年第 8 回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和 3 年 8 月 2 5 日

会 長 芳 山 辰 巳  
7 番委員 砂 川 明 寛  
9 番委員 國 仲 和 男